

上尾、桶川、伊奈衛生組合人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況 (令和7年4月1日現在)

令和6年10月1日に一般行政職（事務）2名、
令和7年4月1日に一般行政職（技術）1名採用しました。

(2) 再任用の状況

60歳以降も引き続き公務内で働く場合は、令和5年度より定年が段階的に引き上げられる中、退職時に適用される定年年齢によって選択肢が分かります。ただし、公務で継続して働けるのは65歳の年度末までです。

なお、令和7年度での再任用職員の採用はありません。

【61～64歳定年】

定年年齢まで勤務＋暫定再任用（フルタイム又は短時間勤務）
又は定年年齢前まで勤務＋定年前再任用短時間勤務＋暫定再任用

【65歳定年】

定年年齢まで勤務又は定年前再任用短時間勤務

(3) 職位別任用状況 (令和7年4月1日現在)

主幹以上の職の総数は4名で、事務局長1名、副局長1名、業務担当主幹1名、総務担当主幹1名です。

(4) 正規職員の退職の状況 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)

区 分	事務職 (人)	技術職 (人)	技能職 (人)	合 計 (人)
定 年 退 職	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
勸 奨 退 職	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
自己都合退職	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
そ の 他 (死亡、免職、失職)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
退 職 者 計	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)

注 () 内は、女性数の内書きを示す。

(5) 職員分担の事務の状況と主な増減理由 (各年度4月1日現在)

区 分	職 員 数		前年度 増減数 (人)	増減理由
	令 和 6年 度 (人)	令 和 7年 度 (人)		
総務担当	4 (0)	6 (0)	2 (0)	新規採用で職員 2 名 増となったため。
業務担当	5 (0)	5 (0)	0 (0)	
合 計	9 (0)	11 (0)	2 (0)	

注 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除く。

2 () 内は、再任用短時間勤務職員数の内書きを示す。

2 職員の給与の状況

(1) 令和 6 年度人件費の状況 (普通会計決算)

歳 出 額 A (千円)	人 件 費 B (千円)	人件費率 B/A (%)	令和 5 年度の 人件費率 (%)
263,682	96,917	36.75	36.77

注 人件費は特別職（管理者、議員など）に支給する給料及び報酬などを含み、児童手当は除く。

(2) 令和 7 年度職員給与費の状況 (一般会計予算)

職員数 A (人)	給 与 費				1 人当り の給与費 B/A (千円)
	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	期末勤勉 手当 (千円)	計 B (千円)	
11	44,300	11,672	20,200	76,172	6,925

注 1 職員手当には退職手当を除く。

2 職員手当には児童手当を含む。

3 給与費は当初予算に計上された額とする。

(3) 平均給料月額及び平均年齢の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分	一般行政職	技能労務職
平均給料月額(円)	330,989	327,950
平均年齢(歳)	40.1	59.0

(4) 初任給 (令和7年4月1日現在)

区 分	一般行政職
高校卒(円)	201,000
大学卒(円)	225,600

(5) 一般行政職の級別職員数の状況 (令和7年4月1日現在)

区分	標準的な職務	職員数 (人)	令和7年度 構成比 (%)	令和6年度 構成比 (%)	令和5年度 構成比 (%)
1級	主事補 技師補	1(0)	11.1	0.0	0.0
2級	主事 技師	3(0)	33.4	14.3	0.0
3級	主任	1(0)	11.1	28.5	28.6
4級	係長 主査	0(0)	0.0	14.3	28.6
5級	主幹	2(0)	22.2	14.3	0.0
6級	次長	0(0)	0.0	0.0	28.6
7級	事務局長 ・ 副局長	2(0)	22.2	14.3	14.2
8級	事務局長	0(0)	0.0	14.3	0.0
合計	—	9(0)	100.0	100.0	100.0

注 職員数()内は、再任用短時間勤務職員数の内書きを示す。

(6) 職員手当の状況

① 扶養手当（月額）（令和7年4月1日現在）

配偶者	3,000 円	
配偶者以外の扶養親族 1 人につき	子	11,500 円
	父母等	6,500 円
扶養にする子のうち、特定期間にある子 1 人につき加算	5,000 円	

② 地域手当（月額）（令和7年4月1日現在）

給料及び扶養手当並びに管理職手当の月額の合計額の9%とする。

③ 住居手当（月額）（令和7年4月1日現在）

借家のもの（上限）	28,000 円
-----------	----------

※令和2年4月から所有する住宅手当は廃止。令和7年4月1日から経過措置廃止。

④ 通勤手当（月額）（令和7年4月1日現在）

交通機関又は有料道路等利用のもの	その運賃又は料金相当額
回数乗車券等使用のもの	通勤21回分の運賃等の額
交通用具使用のもの（片道距離）	距離に応じて算出した額

⑤ 特殊勤務手当（令和6年度実績）

手当の種類	清掃作業手当
支給される職員の割合	40%
支給職員1人当たりの平均支給年額	49 千円

⑥ 時間外勤務手当

(令和6年度実績)

支給総額	130 千円
職員1人当たりの平均支給年額	18 千円

⑦ 期末・勤勉手当の支給割合

(令和7年4月1日現在)

区 分	6 月 期 (月)	12 月 期 (月)	合 計 (月)
期 末 手 当	1.25 (0.70)	1.25 (0.70)	2.50 (1.40)
勤 勉 手 当	1.05 (0.50)	1.05 (0.50)	2.10 (1.00)

注1 支給額の算定には、職制上の段階、職務の級等による加算措置があります。

2 () 内は定年前再任用短時間勤務職員の数値を示す。

⑧ 退職手当の状況

(令和7年4月1日現在)

勤続年数	20 年 (月)	25 年 (月)	35 年 (月)	最高限度額 (月)
自己都合	19.6695	28.0395	39.7575	47.709
勧奨・定年	24.586875	33.27075	47.709	47.709

⑨ 特別職の給料・報酬等の状況

(令和7年4月1日現在)

区 分		月額(円)	期 末 手 当	
給料	管 理 者	30,000	(支給割合) 6 月 期 2.30 月 分 12 月 期 2.30 月 分 合 計 4.60 月 分	支給額の算定の際、算定基礎の加算措置があります。
	副管理者	26,400		
報酬	議 長	26,400		
	副 議 長	23,200		
	議 員	22,000		

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

職員の勤務時間は、一週間あたり 38 時間 45 分（国：一週間あたり 38 時間 45 分）と定められています。

原則毎週月曜日から金曜日まで、それぞれ午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの勤務となります。そのうち、正午から午後 1 時までが休憩時間です。

(2) 年次有給休暇の取得状況

令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）の一般職員の年次有給休暇の平均取得日数は、14.6 日となっており、令和 5 年度の 14.3 日より 0.3 日増加しました。

(3) 育児休業等の取得状況

令和 6 年度に育児休業を取得した職員は 1 名です。

部分休業を取得した職員はいませんでした。

(4) 時間外勤務の状況

令和 6 年度における一般職員の月当たり平均時間外勤務時間は、0.65 時間となっており、令和 5 年度の 0.69 時間より 0.04 時間減少しました。

対象職員数	時間外勤務総時間数	平均時間外勤務時間数
7 人	55 時間	0.65 時間

4 職員の分限及び懲戒免職の状況

(1) 分限処分の状況

令和 6 年度において、免職処分、降任処分及び休職処分された職員はいません。

(2) 懲戒処分の状況

令和 6 年度に懲戒処分を受けた職員はいません。

5 職員の服務の状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法は、服務の根本基準として、「職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。

この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など、服務上の強い制約を課しています。

(2) 職務専念義務免除の状況

「職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合に、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

令和6年度における承認件数は、9件ありました。

(3) 営利企業等従事の許可状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼たり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事等してはならないとされています（地方公務員法第38条）。任命権者の許可の基準は、「職員の営利企業等の従事制限に関する規則」に定められています。

なお、令和6年度における許可件数はありませんでした。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の概要

令和6年度においては、彩の国さいたま人づくり広域連合の階層別基本研修・階層別選択研修等に参加しました。

(2) 職員の人事評価

令和6年度の人事評価については、能力評価並びに実績評価を実施しました。

能力評価は、職務遂行過程における能力発揮状況を、実績評価は業務目標の達成度の評価を行います。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 定期健康診断等の実施状況 8人

(2) 公務災害の発生状況

令和6年度において、公務災害及び通勤災害の発生はありませんでした。

8 公平委員会からの報告事項

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和6年度において、勤務条件に関する措置の要求はありませんでした。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

令和6年度において、不利益処分に関する不服申立てはありませんでした。